

芦屋市霊園使用者
常時募集



申込方法

1 申込受付期間

通年（先着順）

- ・同一区画に対して同日に複数の申込みがあった場合は抽選とします。抽選日については、後日申込者にお知らせします。
- ・郵送の場合、環境課霊園・火葬場係が書類を受け付けた日を申込日とします。

2 申込先（郵送または持参）

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
芦屋市市民生活部環境・経済室環境課 霊園・火葬場係 あて

※令和6年6月1日より芦屋市役所北館3階に移転しました。

3 申込みできる方

次の①～⑤すべての項目に当てはまる必要があります。

- ① 申込日までに1年以上継続して、芦屋市に住民登録をしていること。
- ② 既に、芦屋市霊園一般墓地の使用許可を受けていないこと。
- ③ 既に、芦屋市霊園合葬式墓地の生前申込を行っていないこと。
- ④ 使用許可後1年以内に墓石、巻石等を設置できること。
- ⑤ 使用料について、納付書発行後、概ね1か月以内に一括納入できること。

4 申込書類

- ① 芦屋市霊園一般墓地使用申込書
- ② 申込者の住民票の写し（原本）※

※環境課が住民票を閲覧することに同意する場合は、添付不要です。
（①申込書内に同意チェック欄あり）

なお、提出した書類等は返却しません。

申込み後の手続き

1 使用許可の申請

申込者には、申請に必要な書類を郵送します。申請書類をご準備の上、芦屋市環境課（市役所北館3階）までお越しく下さい。
詳細は、書類郵送時にお知らせします。

申請書類（予定）

- ①一般墓地使用許可申請書（実印押印）、②一般墓地使用における同意書、③印鑑登録証明書、④戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）

2 使用料・維持費の納付

申請書類を確認した後、納付書をお渡ししますので、芦屋市の指定する金融機関で納入期限までに（概ね1か月以内に）一括でお支払いください。

3 使用許可

使用料及び維持費が納付されていることを確認した後、一般墓地使用許可書を発行し、郵送します。

4 墓石・巻石等の建立

使用許可後1年以内に墓石、巻石等を建立してください。

使用料・維持費

■永代使用料（1㎡当たり）

種別	1㎡当たりの金額
普通墓地(12㎡以上)	1,500,000円
芝生墓地	1,125,000円

■維持費（霊園の維持管理に必要な年間経費）

種別	1㎡当たりの金額
普通墓地・芝生墓地	1,220円

※毎年4月に納付していただきます。なお、申込年度分は月割相当額となります。使用料と一緒に納付書をお渡ししますのでお支払いください。

※1㎡当たり1,220円は、令和7年4月現在の金額です。今後、条例改正により変更する場合があります。

募集墓地一覧（概ね12m²以上）

最新の募集状況は、ホームページをご確認ください。

■ 芦屋市役所ホームページ

トップページ > くらし > 霊園 > 霊園 >

芦屋市霊園一般墓地（おおむね12平方メートル以上）の使用者常時募集



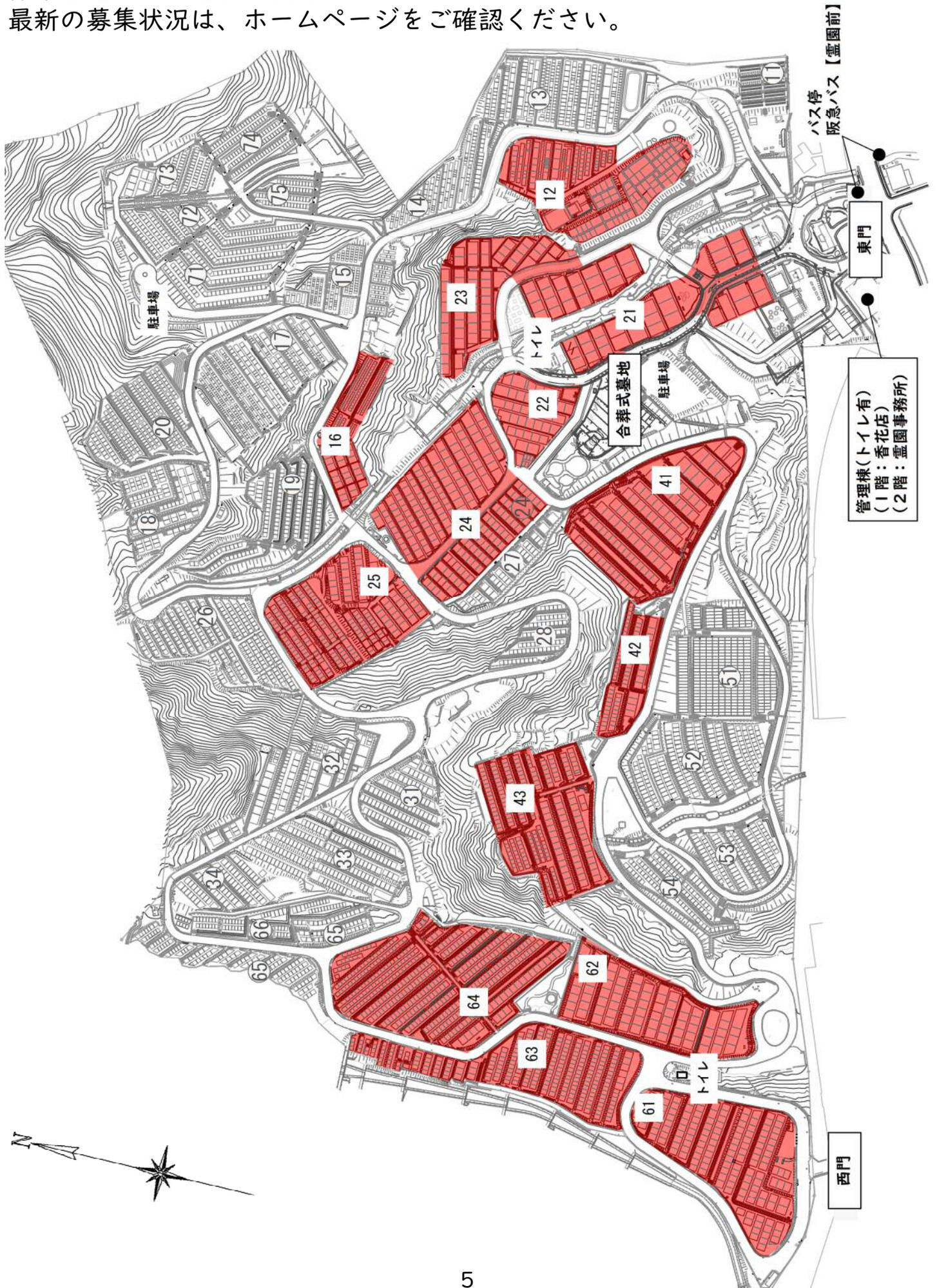
区画番号	種別	面積(m ²)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
12-6-0013	芝生	18.2	20,475,000	22,204
12-6-0031	芝生	13.2	14,850,000	16,104
12-6-0036	芝生	12.1	13,612,500	14,762
12-6-0045	芝生	12.0	13,500,000	14,640
12-6-0052	芝生	28.0	31,500,000	34,160
16-3-0004	普通	12.1	18,150,000	14,762
21-1-0013	普通	46.5	69,750,000	56,730
21-1-0022	普通	64.2	96,300,000	78,324
21-1-0025	普通	30.0	45,000,000	36,600
21-2-0031	普通	28.4	42,600,000	34,648
22-2-0009	普通	20.0	30,000,000	24,400
23-1-0010	普通	30.0	45,000,000	36,600
23-1-0020	普通	30.2	45,300,000	36,844
23-3-0033	普通	19.9	29,850,000	24,278
23-2-0052	普通	20.0	30,000,000	24,400
23-2-0066	普通	21.7	32,550,000	26,474
24-3-0033	普通	12.0	18,000,000	14,640
24-2-0114	普通	28.7	43,050,000	35,014
24-3-0182	普通	12.0	18,000,000	14,640
25-3-0044	普通	16.0	24,000,000	19,520
41-2-0026	普通	21.0	31,500,000	25,620
41-2-0041	普通	20.0	30,000,000	24,400
41-2-0043	普通	22.0	33,000,000	26,840
41-2-0050	普通	20.9	31,350,000	25,498
41-2-0057	普通	21.1	31,650,000	25,742
41-3-0072	普通	12.0	18,000,000	14,640
41-3-0074	普通	12.0	18,000,000	14,640

区画番号	種別	面積(m ²)	永代使用料(円)	年間維持費(円)
41-3-0077	普通	12.9	19,350,000	15,738
41-4-0082	普通	12.0	18,000,000	14,640
41-3-0085	普通	12.0	18,000,000	14,640
42-3-0002	普通	15.0	22,500,000	18,300
43-3-0016	普通	12.1	18,150,000	14,762
43-3-0020	普通	12.1	18,150,000	14,762
43-3-0040	普通	12.0	18,000,000	14,640
43-3-0046	普通	12.0	18,000,000	14,640
61-3-0005	普通	12.0	18,000,000	14,640
61-3-0013	普通	12.0	18,000,000	14,640
61-3-0031	普通	14.1	21,150,000	17,202
61-4-0037	普通	12.0	18,000,000	14,640
61-3-0041	普通	12.0	18,000,000	14,640
61-3-0044	普通	14.0	21,000,000	17,080
61-3-0048	普通	12.1	18,150,000	14,762
61-3-0057	普通	12.2	18,300,000	14,884
61-3-0067	普通	14.1	21,150,000	17,202
61-3-0087	普通	12.0	18,000,000	14,640
61-3-0089	普通	12.0	18,000,000	14,640
61-3-0106	普通	12.1	18,150,000	14,762
61-3-0114	普通	12.0	18,000,000	14,640
62-2-0033	普通	22.1	33,150,000	26,962
62-2-0051	普通	20.2	30,300,000	24,644
62-2-0055	普通	20.0	30,000,000	24,400
62-2-0072	普通	20.0	30,000,000	24,400
63-3-0010	普通	13.3	19,950,000	16,226
64-3-0004	普通	12.0	18,000,000	14,640
64-3-0018	普通	12.0	18,000,000	14,640

- ・現地に区画番号・面積を標示しています。現状で貸付けしますので、必ず現地をご確認ください。
- ・募集区画は、一般墓地使用者（使用許可を受けた者）が使用しなくなったため、市に返還された再貸付墓地等です。
- ・芦屋市では石材業者の指定はしておりません。また、石材業者等による申込み代行は受け付けできませんので、使用者ご自身でお申込みください。

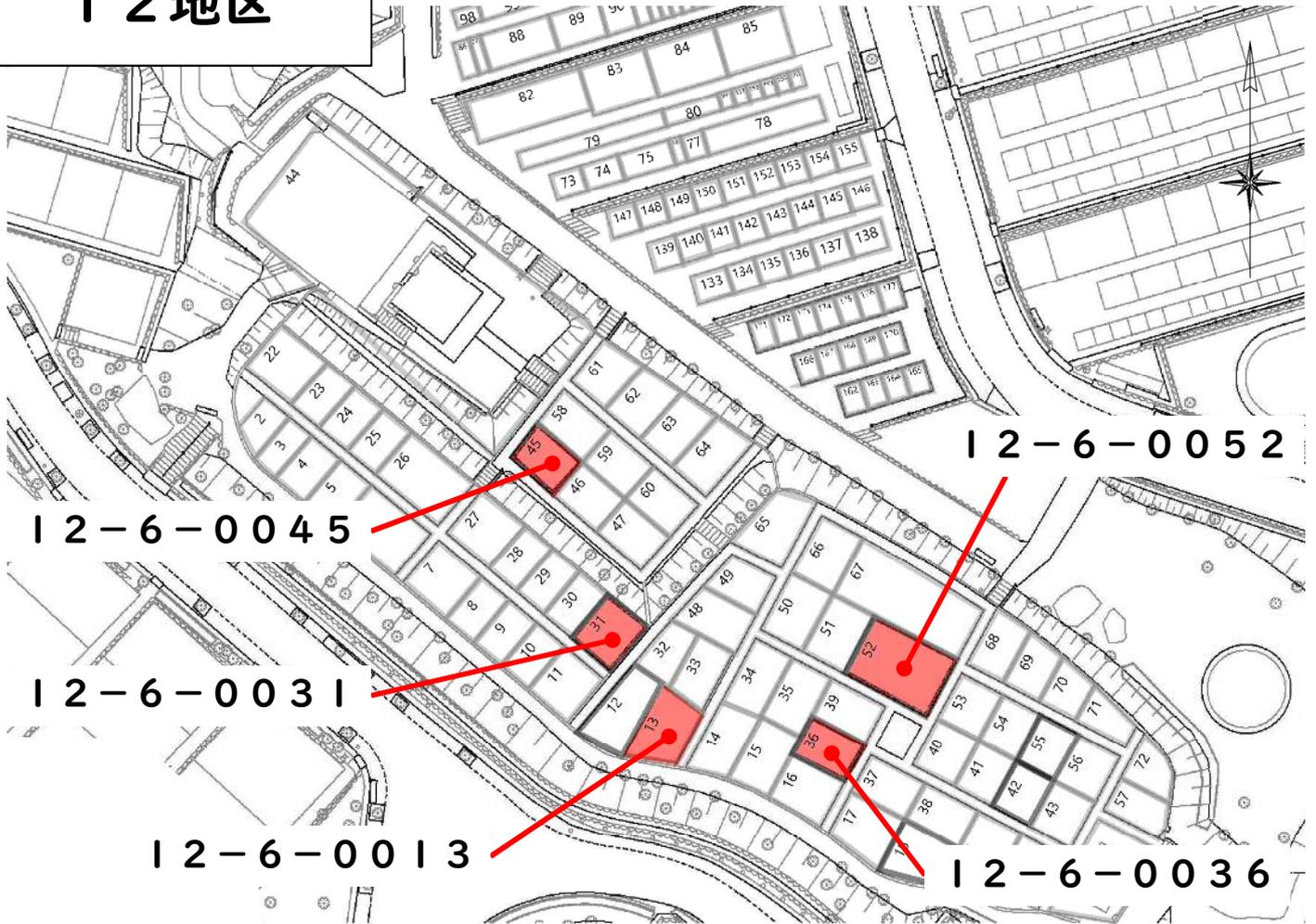
芦屋市霊園全体図

募集墓地がある地区を色付けしています。
最新の募集状況は、ホームページをご確認ください。

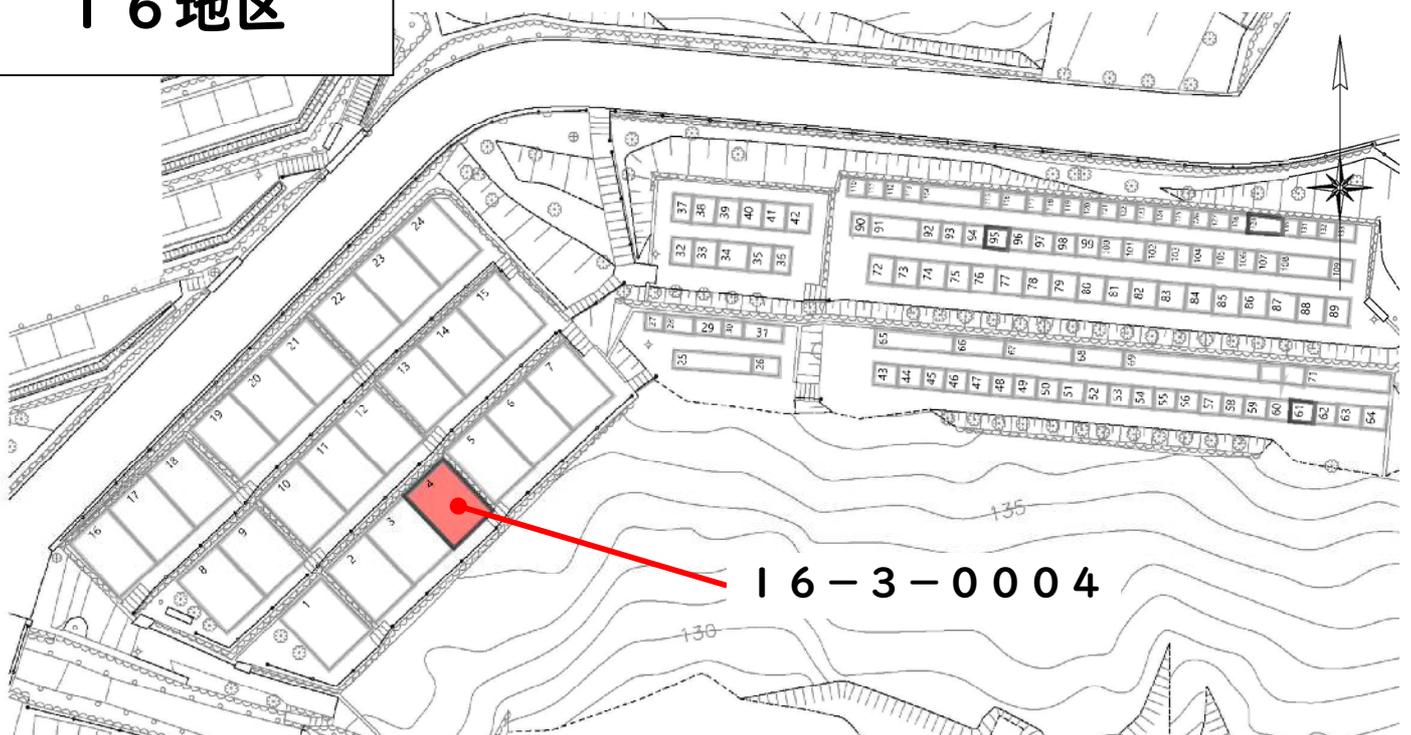


募集墓地位置図

12地区



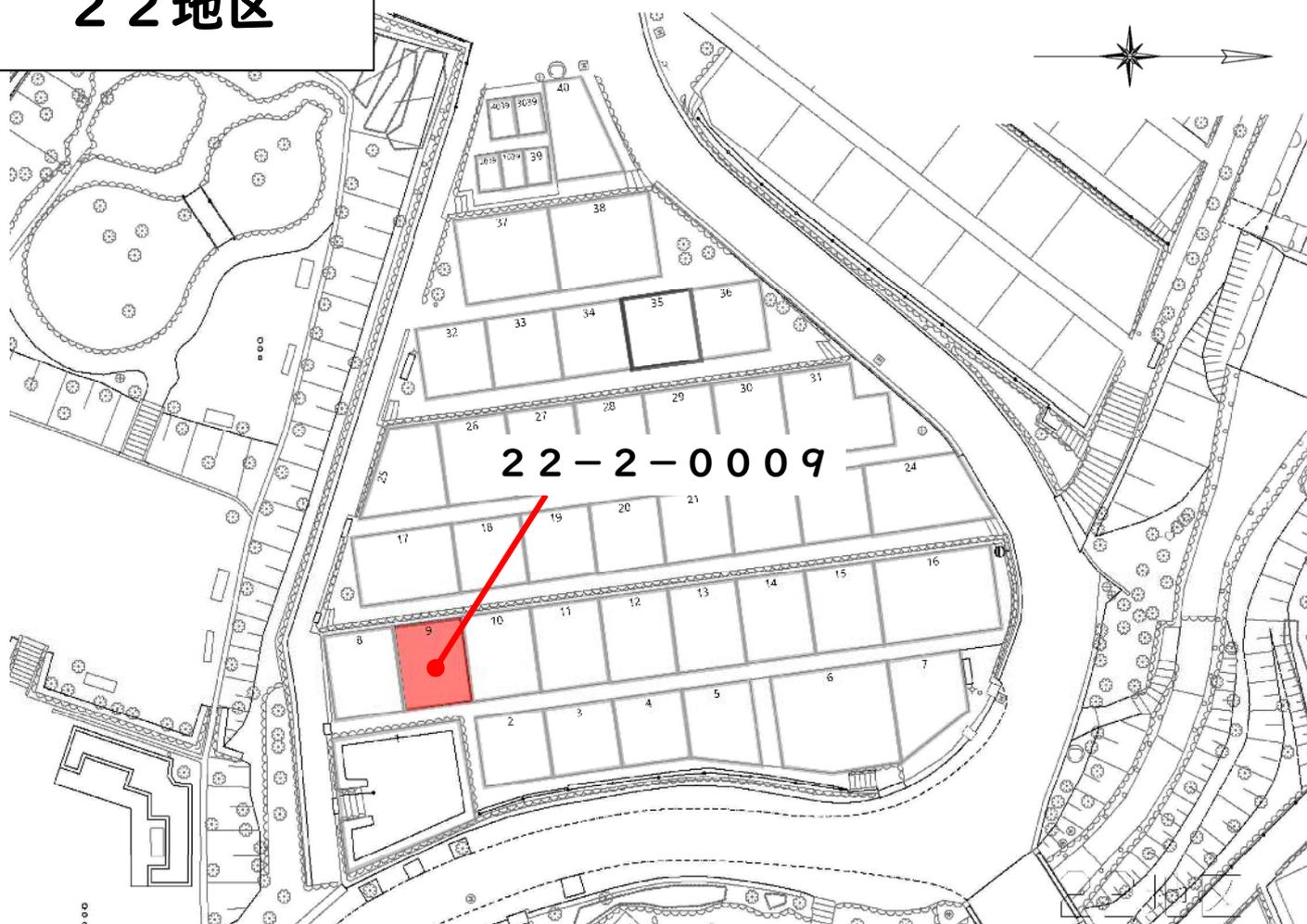
16地区



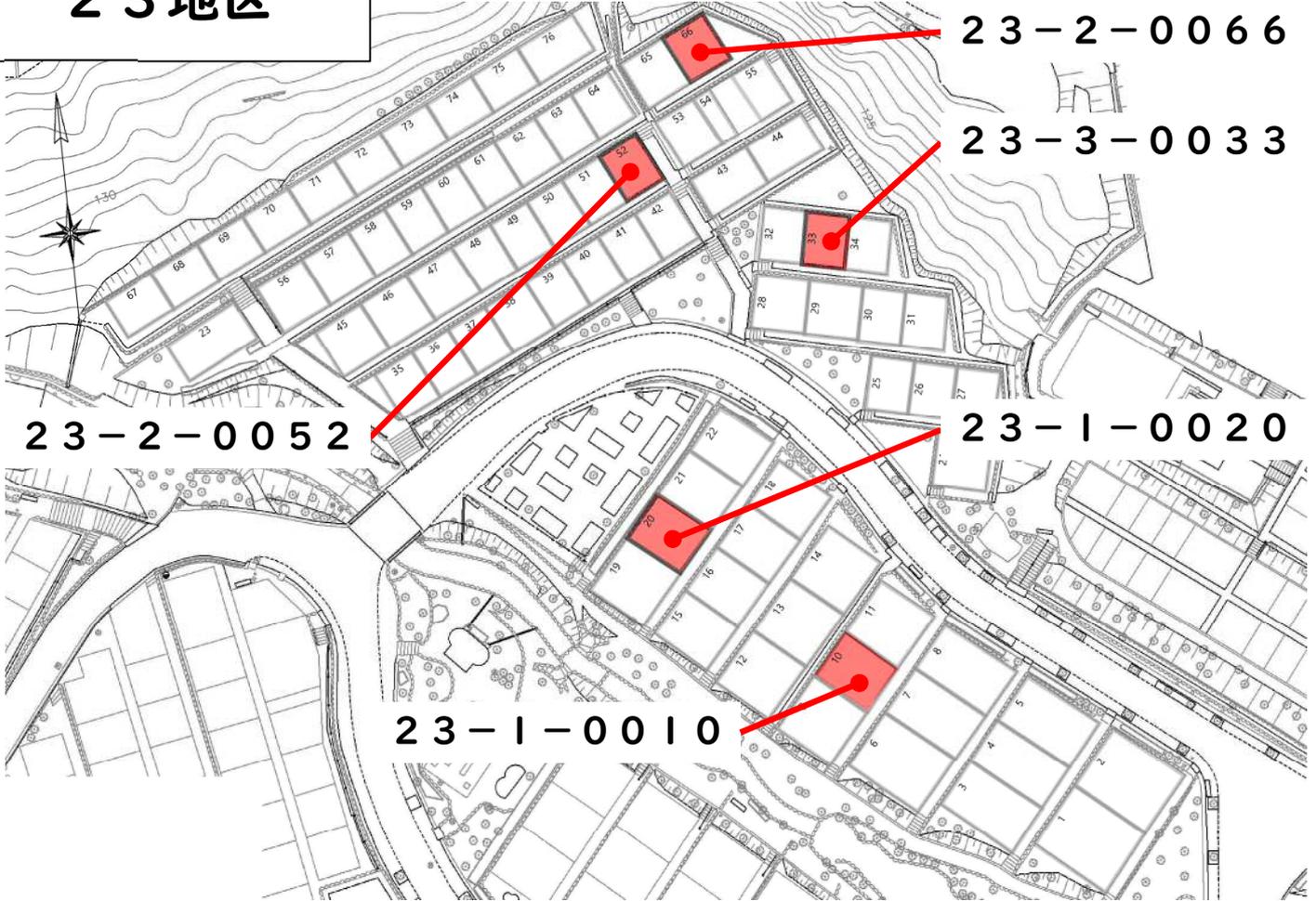
21地区



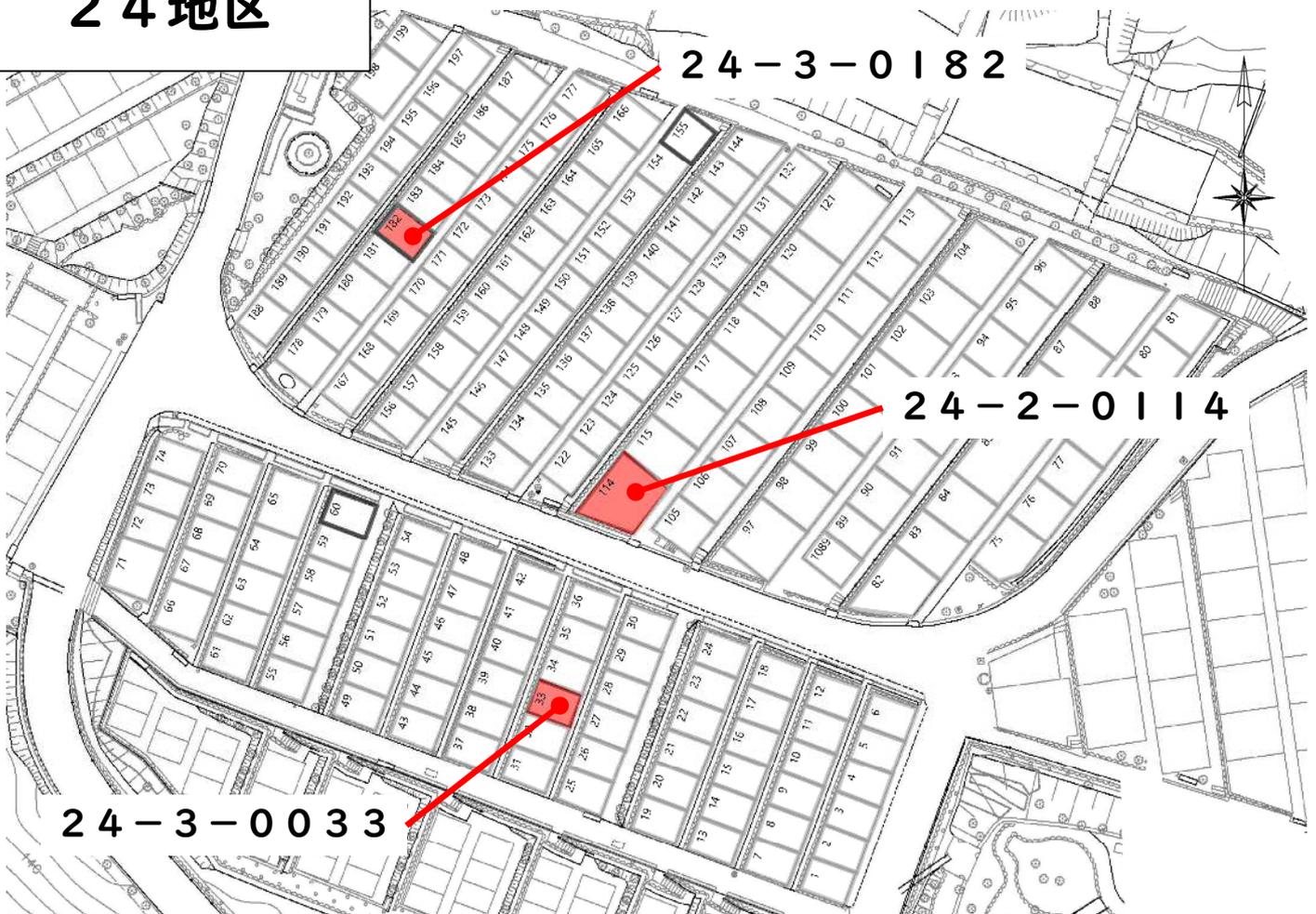
22地区



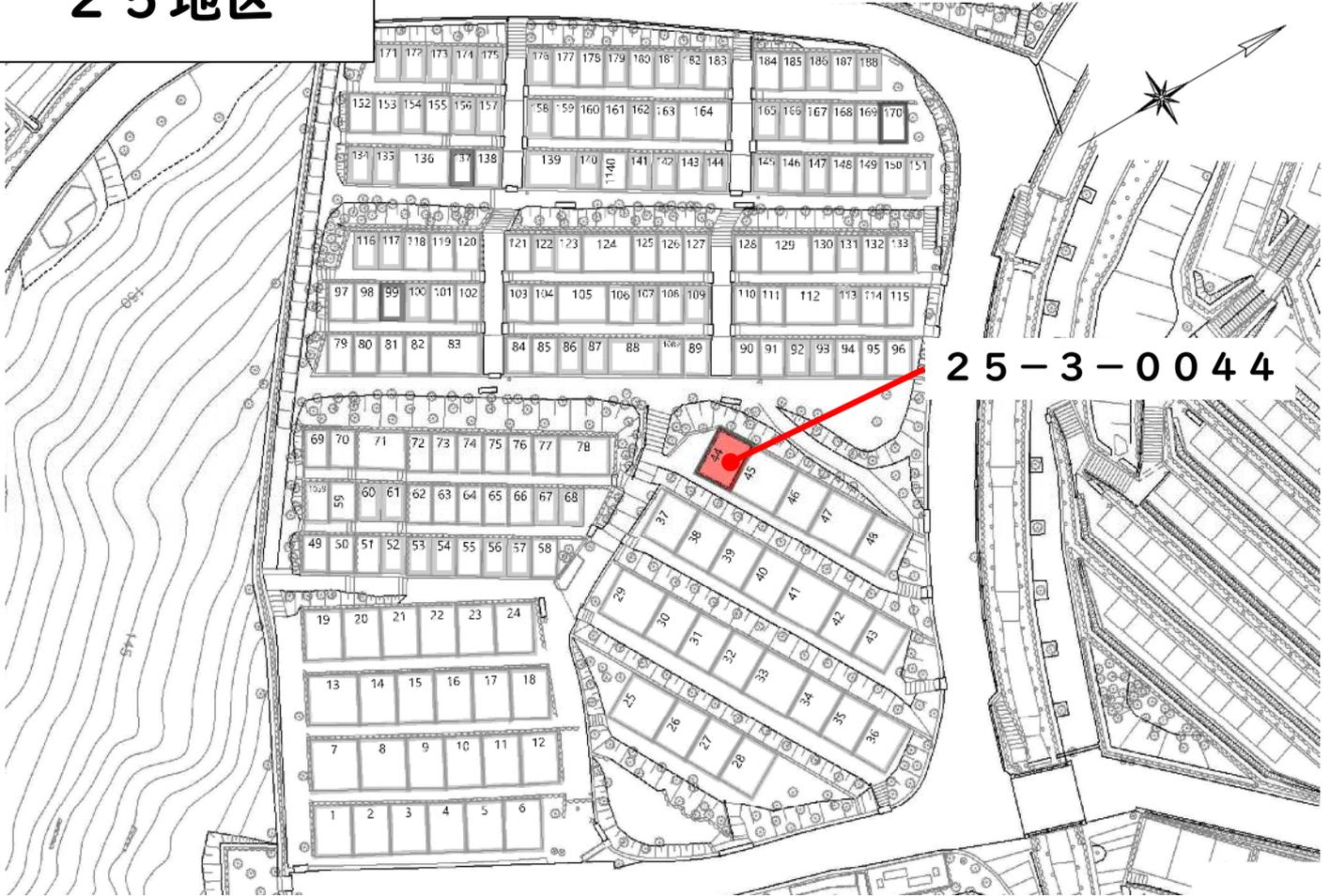
23地区



24地区

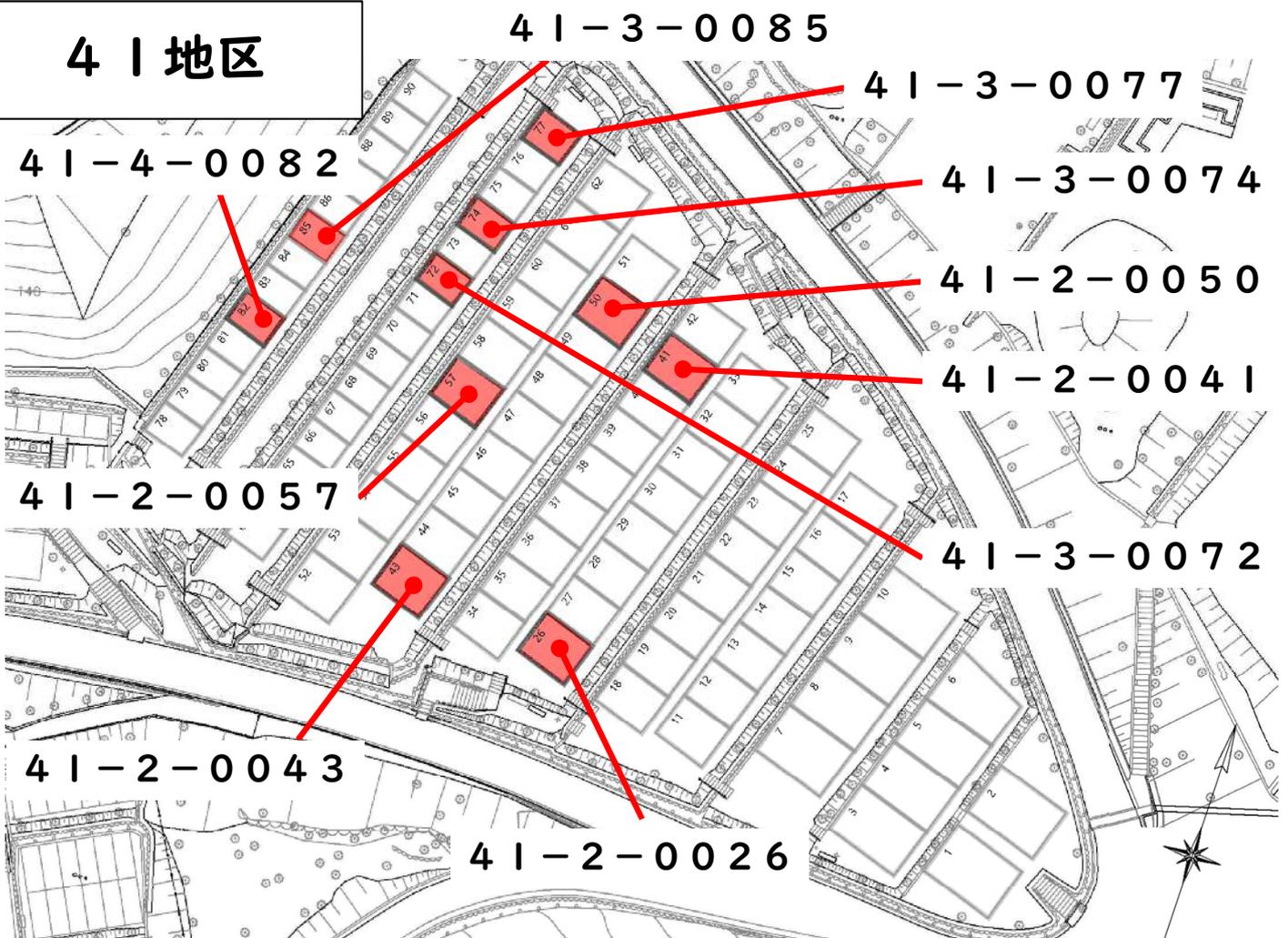


25地区



25-3-0044

41地区



41-3-0085

41-3-0077

41-4-0082

41-3-0074

41-2-0057

41-2-0050

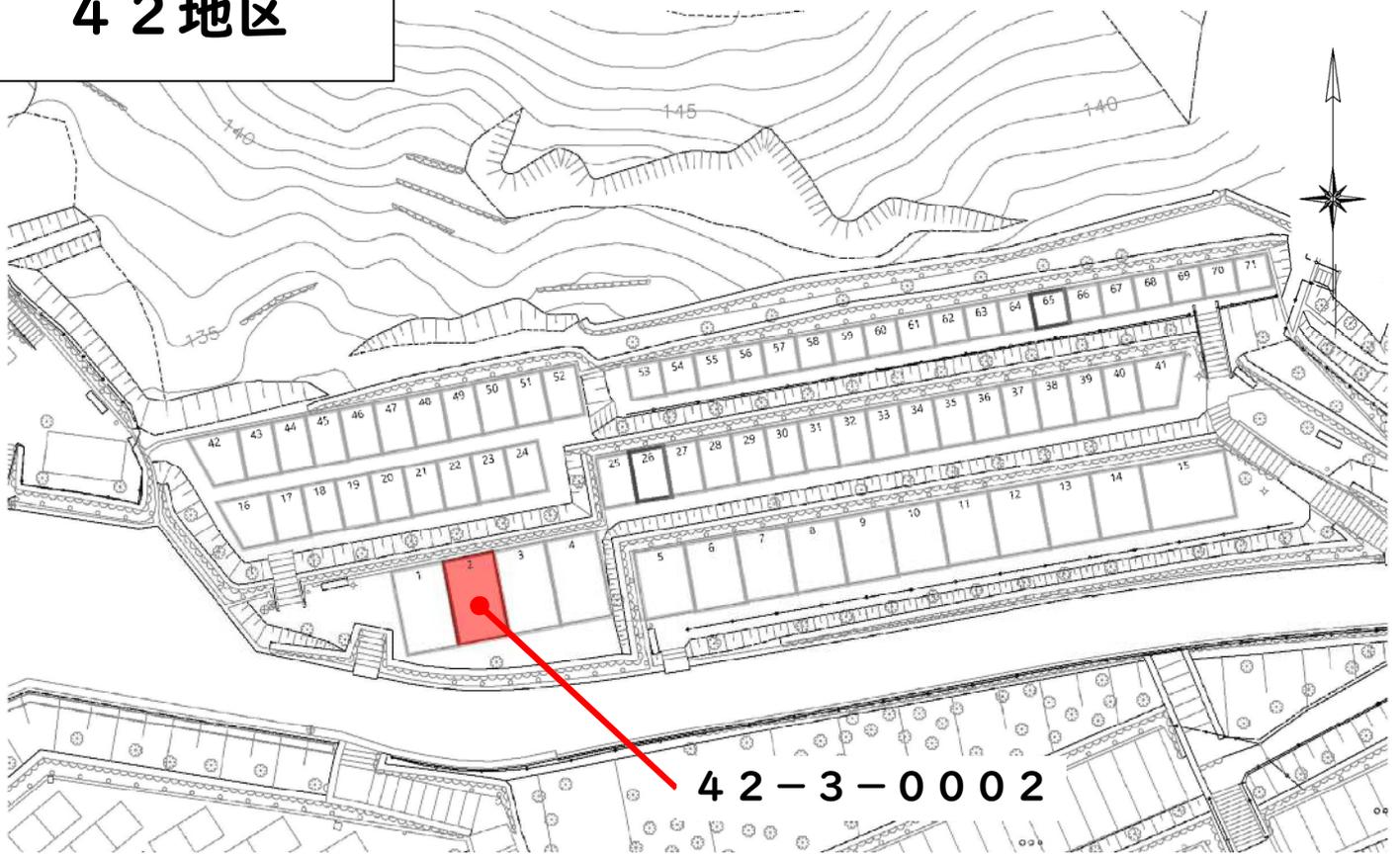
41-2-0041

41-2-0043

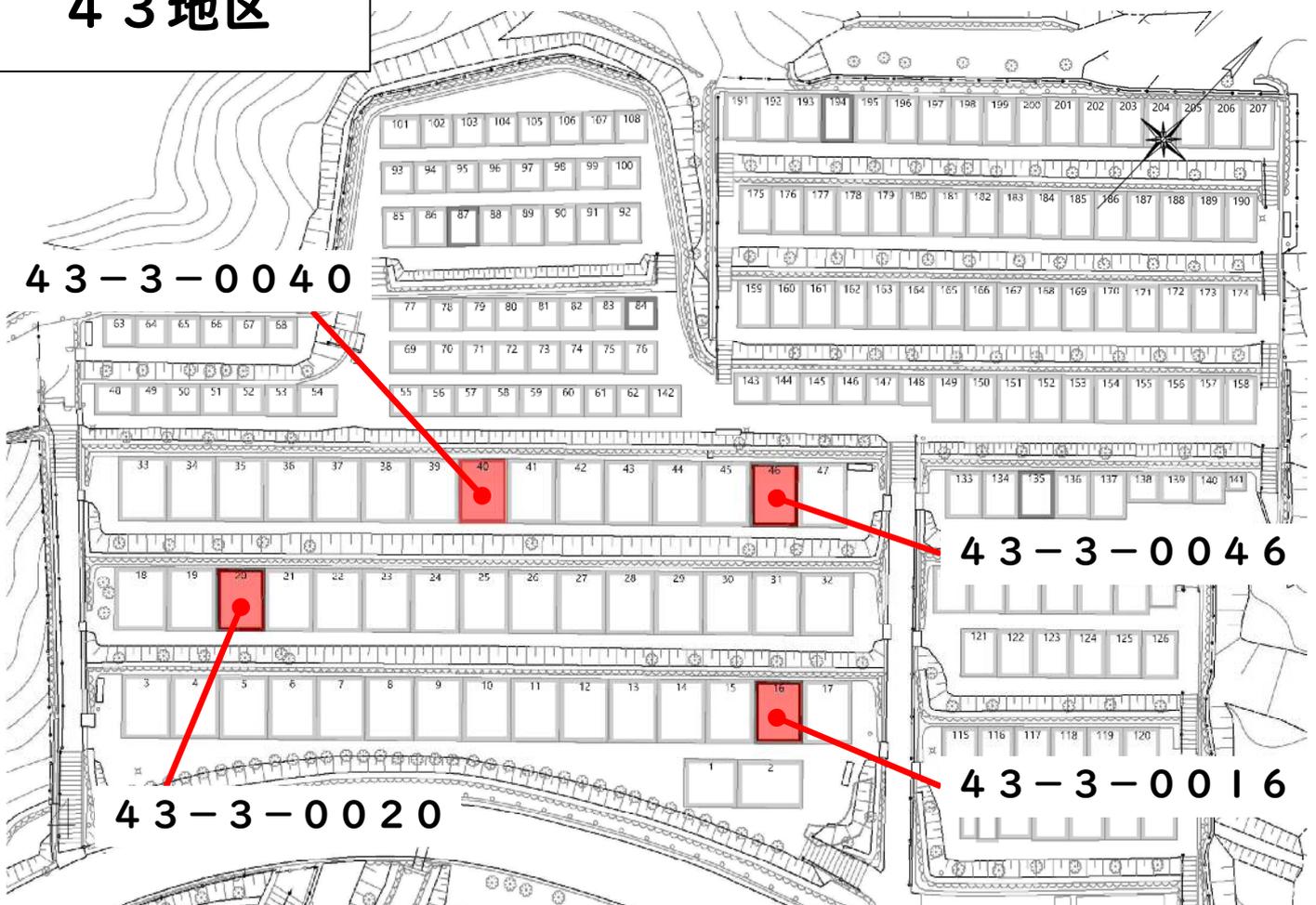
41-3-0072

41-2-0026

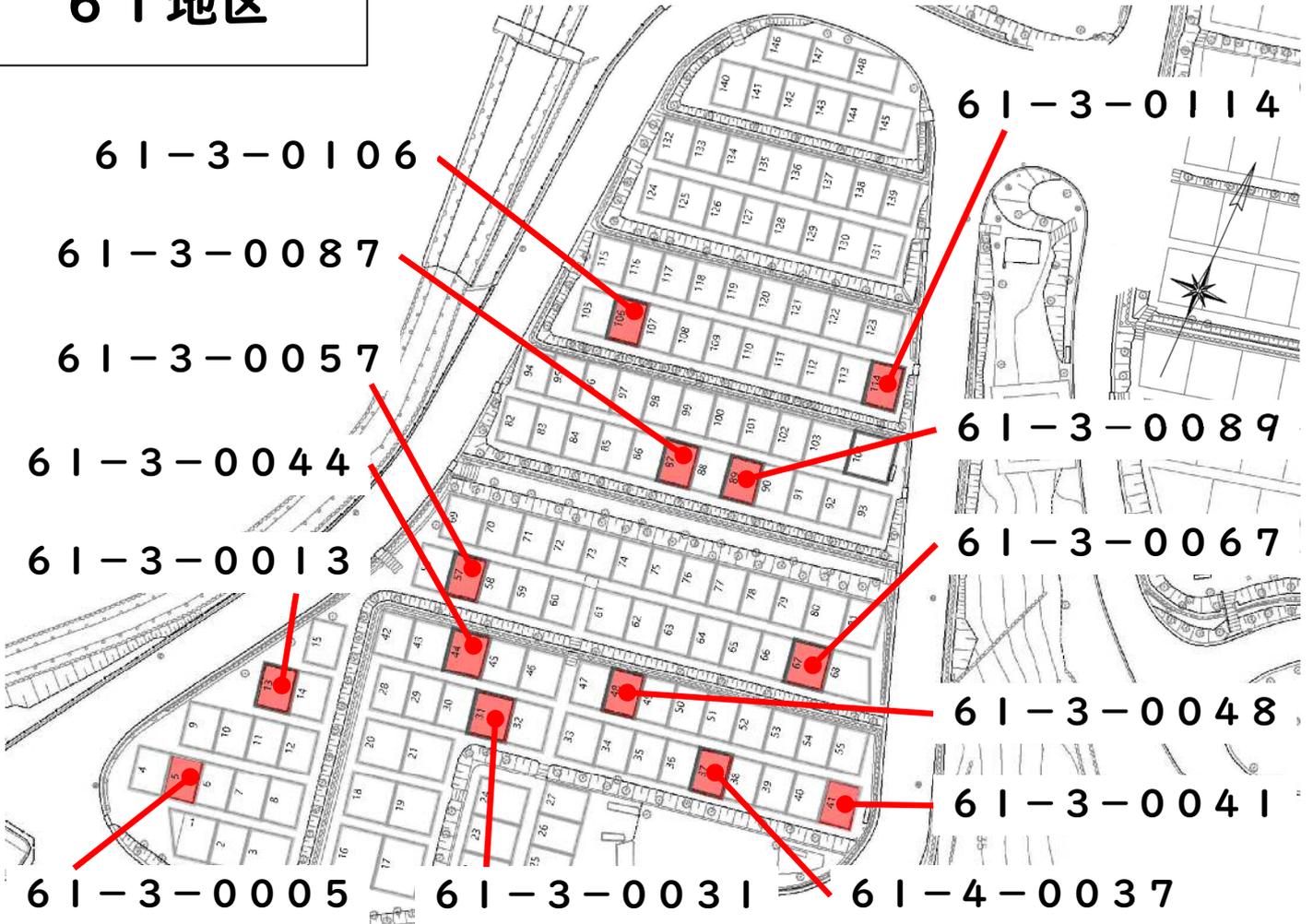
4 2 地区



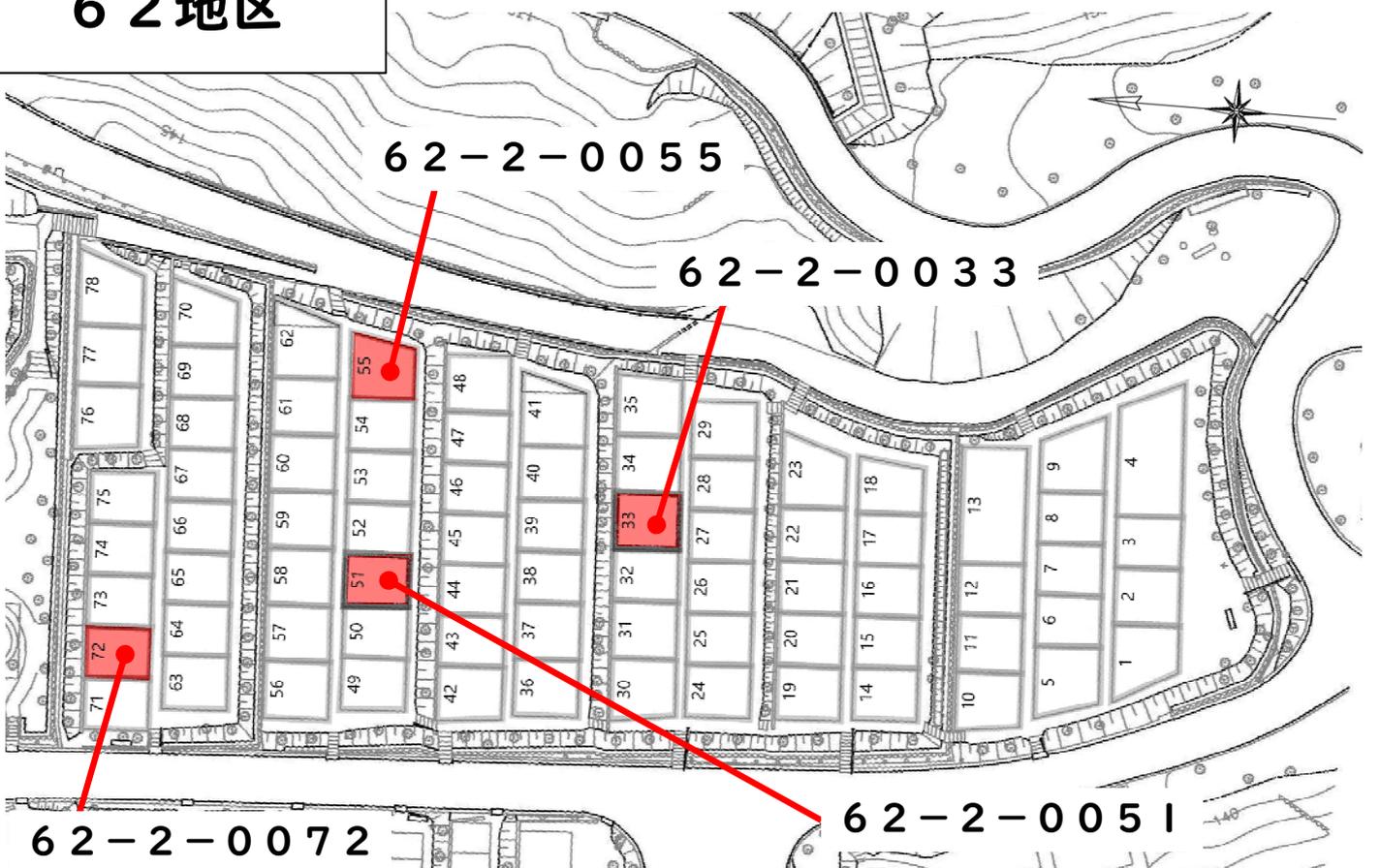
4 3 地区



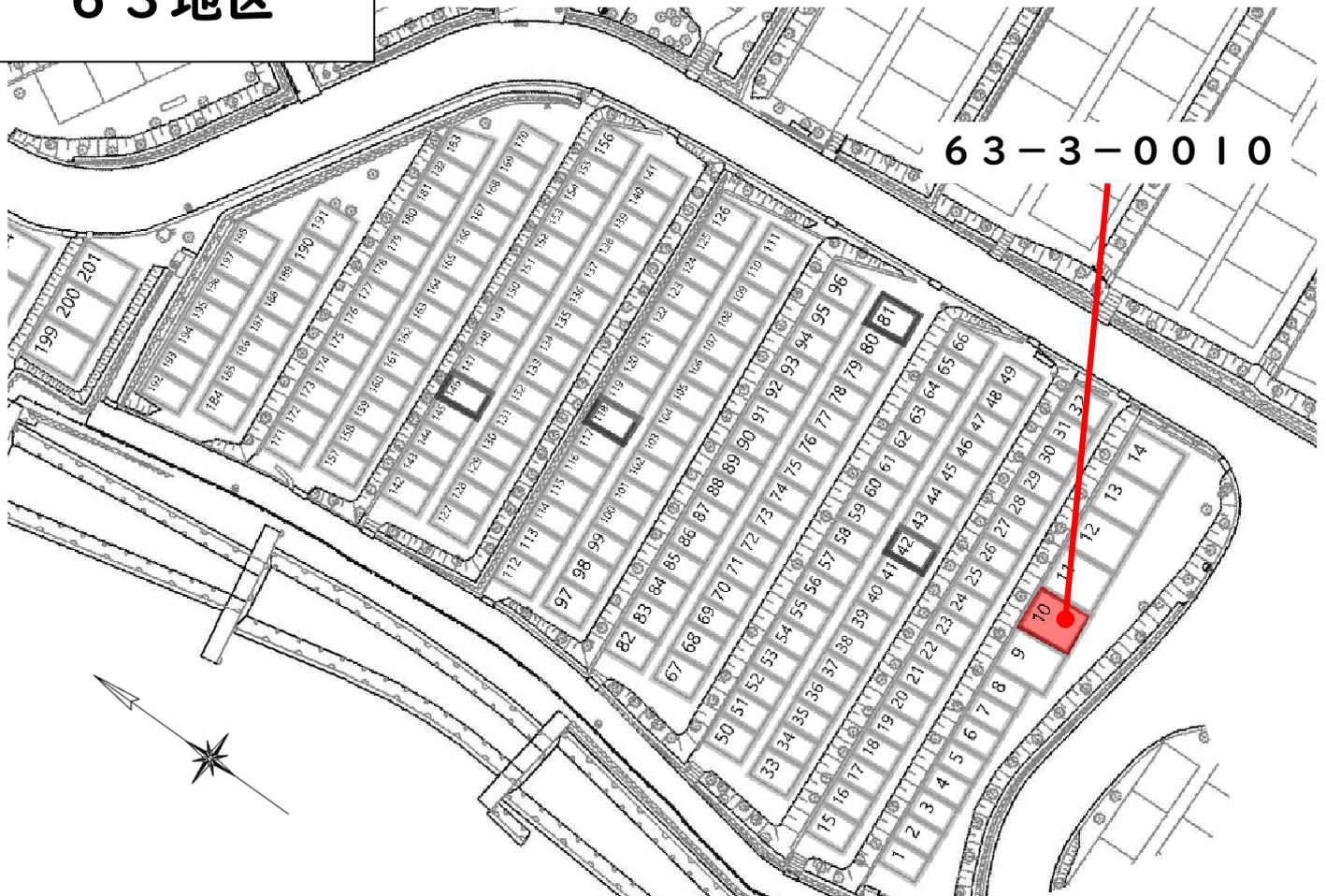
61地区



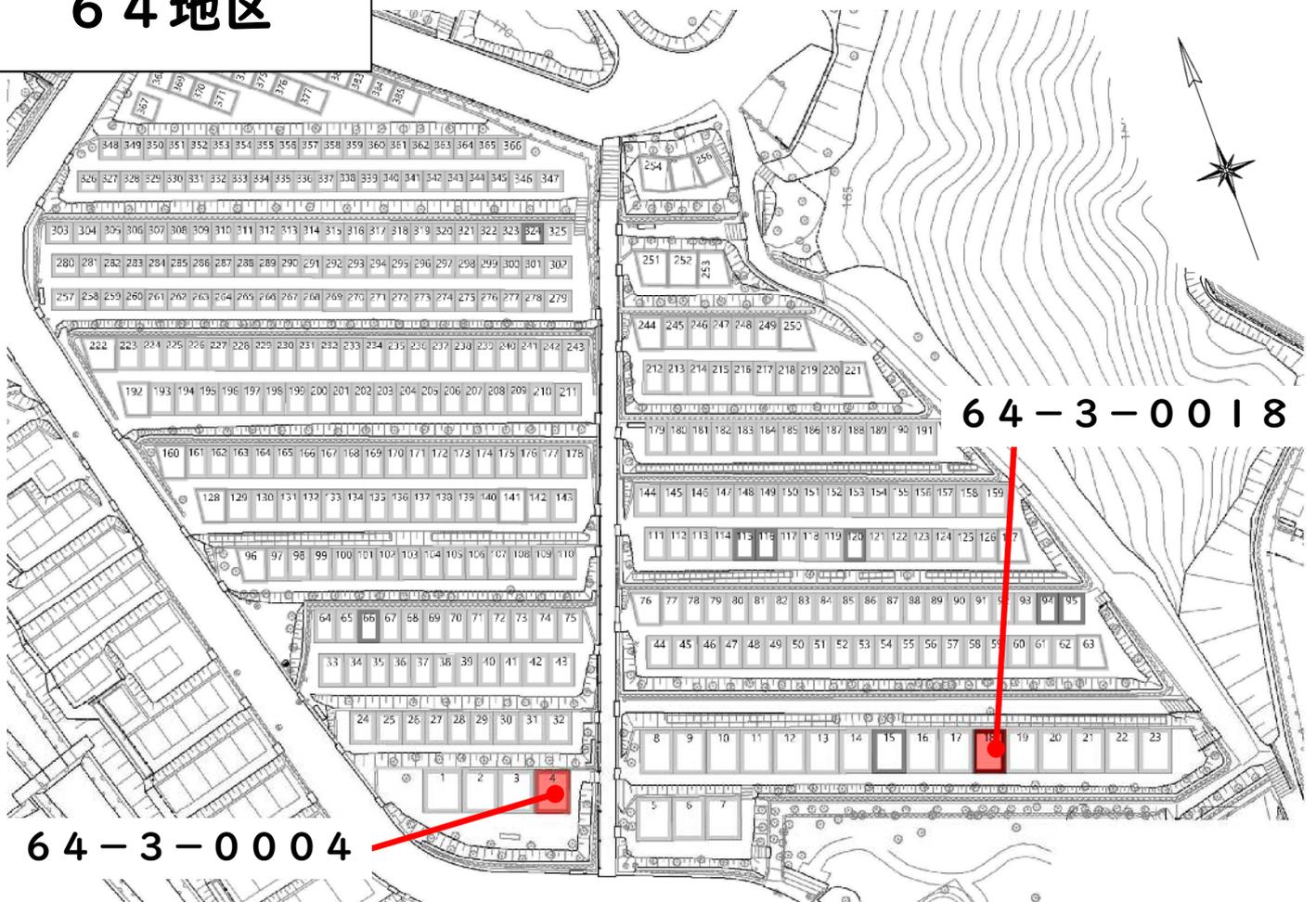
62地区



6 3 地区



6 4 地区



64-3-0004

芦屋市一般墓地使用における注意事項

芦屋市霊園一般墓地の使用にあたっては、以下の項目を遵守してください。

1 使用の目的

一般墓地は、墳墓を造営し、又は堂塔、碑石若しくは形像類を建設する目的以外に使用することはできません。

2 墓碑の建立

墓碑の建立にあたっては、芦屋市の基準に従ってください。下記以外の基準等については、芦屋市環境課にお問い合わせください。

- (1) 墓碑は申込者で建立（刻印）してください。
- (2) 墓碑の建立は、使用場所一墓地（区画）につき一基です。
- (3) 芝生墓地は洋風墓地を設置する目的で造成したものですので、和風墓碑等の建立は認められません。
- (4) 墓碑等の工作物の建設等の際は施設建設施工届、建設後は施設建設完了届を提出してください。

3 使用場所の維持管理

墓所の中(使用許可区域内)は、申込者の責任で定期的に清掃や除草等の維持管理をしてください。

4 維持費の納付

霊園の維持管理に必要な年間経費として、区画面積1㎡当たり1,220円で算出した額を毎年4月に納付しなければなりません。

5 使用権の継承

使用者が死亡された後は、使用権の相続承継が必要です。生前承継はできません。

6 使用場所の返還

使用の場所が不用となったときは、一般墓地の利用者は、市に返還しなければなりません。返還の際は、ご自身の費用で更地（巻石等もすべて撤去）にしてください。

なお、一般墓地の使用許可日から3年以内に使用場所の全部を返還したとき(使用許可の取消しの場合を除く)は、使用料の7割相当額を返還します。

7 使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合には、使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 許可を受けた目的以外に一般墓地を使用したとき。
- (2) 市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めたとき。
- (4) 市長の命じた使用場所の施設の維持管理をせず、放任のまま5年を経過したとき。
- (5) 許可を受けた後、目的の使用設備を設けず、1年を経過したとき。
- (6) 法令（墓地、埋葬等に関する法律）又は芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例若しくはこれに基づく規則及び指示に違反したとき。

8 使用権の消滅

次のいずれかに該当する場合には、使用権は消滅します。

- (1) 使用者が死亡し、相続人又は親族若しくは縁故者から5年以内に使用承継の申出がないとき。
- (2) 使用者である法人等が解散したとき。
- (3) 使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

9 届出・申請

次のような場合には、届出・申請が必要です。

- (1) 工作物等の建設、改修、撤去、移転又は植樹するとき。また、工作物等の工事を完了したとき。
- (2) 焼骨を埋蔵するとき。
- (3) 使用者が死亡し、使用権を承継するとき。
- (4) 使用場所を返還するとき。
- (5) 埋蔵されている焼骨を改葬するとき。
- (6) 一般墓地使用許可書の記載事項（本籍、住所又は氏名、法人等の住所又は代表者）に変更があったとき。
- (7) 一般墓地使用許可書を紛失、又は破損若しくは汚損により使用できなくなり、再交付が必要なとき。

芦屋市霊園へのアクセス



バスでご来園

阪急芦屋川駅・JR芦屋駅・阪神芦屋駅から阪急バスで「芦屋病院前」行き「霊園前」下車

タクシーでご来園

阪急芦屋川駅から約10分、阪神芦屋駅・JR芦屋駅から約15分

お車でご来園

園内各所に駐車場があります。
なお、お車で園内に入内りできる時間は下記のとおりです。

開門時間

東門	入口	8:00~16:45
	出口	8:00~17:00
西門		8:00~16:45

【問い合わせ先】

芦屋市市民生活部環境・経済室環境課
霊園・火葬場係

TEL: 0797-38-3105

FAX: 0797-38-2162

※令和6年6月より芦屋市役所北館3階に移転しました。

芦屋市霊園ホームページ



芦屋市役所ホームページのトップページ > くらし > 霊園 > 霊園「芦屋市霊園」でも検索できます。